

改正 平成31年4月本部訓令第11号 令和3年3月12日本部訓令第4号

青森県警察監察規程を次のように定める。

青森県警察監察規程

青森県警察監察規程（昭和63年10月青森県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振粛に資するため、青森県警察の行う監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 監察は、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（監察の種類）

第3条 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

3 服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

（監察実施計画）

第4条 青森県警察本部長（以下「本部長」という。）は、年度開始前に、当該年度の監察実施計画（規則第2条第1項に規定する監察実施計画をいう。以下同じ。）を作成し、これを青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

（監察の実施）

第5条 本部長は、監察実施計画に従うほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに、監察を行うものとする。

2 本部長は、警務部長、首席監察官、監察課長、監察官、監察課次長その他必要と認める職員（以下「監察担当官」という。）に監察を行わせることができる。

（監察担当官に対する資料の提出等）

第6条 監察担当官は、職務遂行上必要と認められるときは、所属長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

（監察実施状況の報告）

第7条 本部長は、監察の実施の状況を把握する必要があるときは、監察担当官に対し、当該状況について報告を求めるものとする。

2 規則第5条に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があると認められるときは、監察の実施の状況を公安委員会に報告するものとする。

（監察の結果に基づく措置）

第8条 本部長は、監察の結果に基づき、業務の改善等必要な事項を所属長に指示するものとする。

附 則

この訓令は、平成12年4月10日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年4月18日から施行する。

附 則（令和3年3月12日本部訓令第4号）

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。